

# 暮らしサポート

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費生活に関する  
問合せ・相談は  
消費生活センターへ

**消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！**

### 見守り 新鮮情報

#### 手すりにしっかりつかまって！エスカレーターでの事故に注意

《事例1》スーパーで下りエスカレーターに乗っている際、前方の人が転倒しエスカレーターが緊急停止した。その際に、後ろに倒れてひじと頭を強打した。  
(70歳代)

《事例2》夫が、家電量販店の下りエスカレーターで転倒し、頭が下になった状態で転がってしまった。幸い一緒にいた娘とほかの客が支えたので、おしりの打撲だけで済んだ。使用している杖がどこかに挟まったのかもしれない。  
(80歳代)



#### 【ひとこと助言】

- 靴やサンダル、衣類の裾などが挟み込まれないように、黄色い線の内側に立ちましょう。傘の先や杖などがステップの溝に挟まって抜けなくなる場合もあるので注意しましょう。
- エスカレーターでの転倒は、死亡や重篤な事故に至るケースもあり注意が必要です。

### 子ども・若者 サポート情報

#### 通信販売はクーリング・オフできません

娘が通販サイトでジャージを注文した。届いた商品は、ロゴマークの色を間違えて注文してしまっていた。サイトには「クーリング・オフはない。返品は送料自己負担」との記載がある。今回は明らかに自己都合の返品になるとは思っているが、本当にクーリング・オフできないのか？  
(当事者：高校生)



#### 【ひとことアドバイス】

- ネット通販等の通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられていることがあります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認しましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」、「子ども・若者サポート情報」より引用・抜粋～

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】11月8日(金)

午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379